岩倉市 放課後児童クラブ保護者説明会 Q&A

先日実施された保護者説明会で、関心の高かった事項についてQ&Aにまとめました。

Q1. お弁当やおやつについて	
Q１－１. お弁当の価格や内容はどのようなものですか？	A１－１. 価格帯は600円～800円程度を想定しており、複数のメニューから選択可能です。どちらかというと大人向けの味付け・品揃えですが、すでに導入している施設では「食べ残しゼロ」という実績があります。ご飯の量を選べたり、おかずのみの注文ができたりと、お子さまの食欲や状況に合わせてご利用いただけます。 なお、選択できる具体的なメニュー数については現在協議中ですので、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。
Q１－２. いつから利用できるようになりますか？	A１－２. 令和９年の夏休みから開始の予定です。その後は冬休みや春休みも利用可能になります。
Q１－３. 土曜日や学校行事の振替休日にも利用可能ですか？	A１－３. 現時点では夏休み・冬休み・春休みのみ利用可能の予定です。土曜日や学校行事の振替休日はご利用いただけません。
Q１－４. お弁当をキャンセルしたい場合はどうすればよいですか？	A１－４. キャンセルや変更がある場合は、保護者が弁当事業者に直接連絡し、キャンセルの手続を行うこととなります。 なお、キャンセルや変更が可能な期限が定められており、期限を過ぎた場合（当日キャンセルなど）は料金が発生しますのでご注意ください。
Q１－５. アレルギー対応はどのように行われますか？	A１－５. これまでどおり、保護者にアレルギー情報を個人票に記載していただくことにより把握し、職員間で情報を共有します。そのほか、昼食時の座席の工夫等、他のクラブで得たノウハウも活かして対応します。 なお、弁当事業者側でのアレルギーの個別対応は難しいため、事前に配信するアレルゲン一覧表を各ご家庭でご確認いただいた上で、ご注文をお願いします。
Q１－６. おやつの扱いはどうなりますか？	A１－６. おやつについては、これまでどおり施設からの提供は行いません。必要であれば各自ご持参ください。
Q2. 行事･活動内容について	
Q２－１. 子どもたちが楽しみにしている行事などは継続されますか？	A２－１. 基本的に、現在児童クラブで行っている行事や活動は引き続き実施していきます。そのうえで、日本保育サービスの独自のプログラムや行事も徐々に取り入れていきます。
Q２－２. 新しいプログラムや行事はいつ、どのように行われますか？	A２－２. 独自プログラムや行事のうち、大がかりなものについては夏休みにまとまった時間を取って実施します。それ以外の小規模なものは、日々の活動にも取り入れていく予定です。

Q3. 職員体制・専門的なサポートについて	
Q３－１. 職員の体制について、現在勤務している職員は交代するのですか？また、人員は足りるのでしょうか？	A３－１. 現在児童クラブで勤務している会計年度任用職員の継続勤務を最優先とし、職員の顔ぶれが大幅に変わることがないよう努めます。 人員配置についても、児童数等の基準に沿って万全の体制を整えます。万が一、現在の職員の継続雇用だけでは補えない場合は、新規採用を行うなど状況に応じて柔軟に対応します。
Q３－２. 事業者が変わることで、配慮が必要な児童（加配）や医療的ケア児への対応はどうなりますか？	A３－２. 【加配に関する対応】 配慮が必要な児童に対する加配等の人員配置につきましては、児童数や個々の状況に応じた基準に沿って適切な体制を整えます。 【医療的ケア児に関する対応】 医療的ケア児の受け入れにつきましては、これまでと同様に、市が主体となって必要な看護師の配置を行います。また、4月以降の児童の入所状況に合わせて、市と事業者（日本保育サービス）の間で密接に協議し、安全な受入体制を構築していきます。
Q３－３. 職員の採用基準や安全対策はどうなっていますか？	A３－３. 日本保育サービスは保育園を運営する事業者として、令和8年12月25日に施行されるこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）【通称：日本版DBS】に基づき、採用時における全職員の性犯罪歴確認を導入・実施します。 また、全職員への研修実施やレポート・誓約書の提出を義務付けるなど、二重三重の安全管理体制を構築していきます。
Q4.運営・安全管理および費用について	
Q４－１. 民間委託になった場合、トラブルや問題が起きたときの責任の切り分けはどうなりますか？	A４－１. 児童クラブの設置主体はこれまでどおり市であり、全体に対する最終的な責任は市が負います。一方、安全な運営や、万が一の事故が発生した際の現場における初期対応などは、事業者が責任を持って担います。 トラブルや事故が起きた際には、事業者が速やかに市へ報告・連携を行い、市と事業者が一体となって誠実に対応します。
Q４－２. 民間委託後の事業運営や事業者のチェックはどのように行われますか？	A４－２. 原則として、市と事業者で毎月打ち合わせを実施し、日々の運営状況や課題について細やかに協議・共有を行います。また、仕様書どおりに適切に事業が実施されているか、現地への立ち入り（現場確認）と書面監査の両方を用いて年間を通じてしっかりと確認を行います。
Q４－３. 事業者の経営状況の悪化などで運営に影響が出た場合、子どもたちの預け先がなくなることはありませんか？	A４－３. 過去に問題となった事例を見ると、経営基盤がしっかりしていない事業者であったり、保護者から徴収する手数料を運営資金に充てる「指定管理」の形が多く見受けられます。一方、今回は市が予算を持ってしっかりと運営資金を支払う「運営委託」の形態です。問題となった事例とは仕組みが異なりますので、安心してご利用いただけます。
Q４－４. 委託期間3年間のなかで費用が上がることはありますか？	A４－４. 上がる前提では考えておらず、委託料についてはある程度の賃金上昇も見込んだ額を基本としています。ただし、大きな状況の変化や特別な支援が必要な子どもが増えた場合などは、委託料の増額について市と事業者で協議を行っていきます。

Q5. お子さまへの支援と保護者のみなさまとの連携について	
Q５－１. 保護者の意見や疑問は今後どこに伝えればよいですか？	A５－１. これまでどおり、各児童クラブの職員にお伝えください。いただいたご意見等は、現場職員からクラブ責任者、エリアマネージャーへと共有され、会社全体で把握・対応していきます。 また、必要に応じて岩倉市とも適切に情報共有・連携を図る体制を整えていきます。
Q５－２. 児童間などのトラブルがあった場合はどのように対応しますか？	A５－２. お子さまを安心してお預かりするため、日本保育サービスが運営するすべての児童クラブ・児童館等において、事故や災害などの緊急時に備えた統一のマニュアルを整備・運用しています。 さらに、月に１回、全国の職員で事例を共有し、対応を多角的に協議する「ケース検討会」や日常的な研修を通じて、事故やトラブルを未然に防ぐための職員教育を徹底しています。 万が一事故等が起きた場合には、徹底した原因究明と再発防止策に加え、目撃した児童の心のケア、および保護者への細やかな状況報告を最優先で行います。
Q５－３. 外国籍の家庭への対応はどうなりますか？	A５－３. 外国籍世帯への連絡は連絡アプリ「すぐーる」の自動翻訳機能を活用します。翻訳がしやすいよう、分かりやすい文章を作成して発信します。そのほか、状況に応じた柔軟な対応を行います。